

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について



環境省は、2025年7月28日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下 PCB）廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を東芝環境ソリューション株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

（認定取得者）

(1) 住所、名称、代表者の氏名

神奈川県横浜市鶴見区寛政町 20 番 1 号

東芝環境ソリューション株式会社 代表取締役 吉田 久律

(2) 施設設置場所

栃木県那須塩原市山中新田字前原 39 番 4 ほか

(3) 施設の種類

廃 PCB 等の分解施設、PCB 汚染物の洗浄施設

(4) 処理を行う廃棄物の種類

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という）第 2 条の 4 第 5 号イに規定する廃 PCB 等のうち、電気機器又は OF ケーブル（PCB を絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く）に使用された絶縁油であって、微量の PCB によって汚染されたもの（以下「微量 PCB 汚染絶縁油」という）が廃棄物となったもの
- ・令第 2 条の 4 第 5 号ロに規定する PCB 汚染物のうち、微量 PCB 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(5) 処理の方法

分解・洗浄（化学的脱塩素化分解・洗浄法（CDP 洗浄法））

(6) 処理能力

分解・洗浄施設 1 基につき、変圧器（(4) に掲げるものに限る。）を

2 号機：最大 1 台／3 日、3 号機：最大 1 台／10 日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。詳しくは、当社 PCB 分析担当者(フリーダイヤル 0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 7 月 31 日付 環境省報道発表資料](#)

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の 1 2 項目は、水質検査の実施時期が決められており、6 月～9 月の間に実施する必要があります。詳しくは下記 URL からご覧いただけます。

特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

お問い合わせはこちら